

良好な景観形成に向けた取り組みとして、景観法の制度を活用した次の3項目を挙げます。

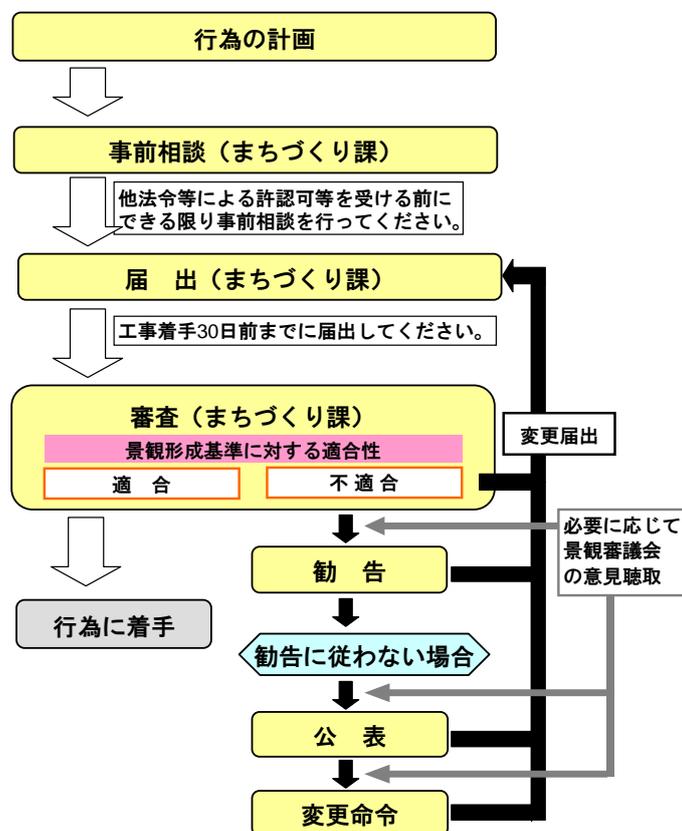
- **良好な景観形成のためのルール**: 良好な景観形成を進めるため、一定規模以上の建築物や工作物の新築、改築、模様替えなどを行う場合については、本計画に定める景観形成基準に基づき誘導を図ります。
- **景観重要建造物と景観重要樹木の指定の方針**: 地域の景観上重要な建造物や樹木を指定して保全することで、地域の景観を守り、周辺の景観形成の誘導を図ります。
- **景観重要公共施設の整備に関する方針**: 景観上重要な道路や河川、公園、広場を景観重要公共施設に指定し、公共施設の景観形成を積極的に図ることにより、地域の良好な景観形成の誘導を図ります。

## 1. 良好な景観形成のためのルール

### 1-1. 良好な景観形成のための届出

一定の規模以上の建築物や工作物の新築、増改築、模様替えなどの行為を行う場合は、事前相談や届出が必要となります。

届出から審査、工事に着手するまでのフローは次のとおりです。



## (1) 普通地区の届出対象行為

### 1) 建築物

行為の種類	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕、若しくは模様替又は色彩の変更
届出対象規模	・高さ 10m 又は 建築面積 500 m <sup>2</sup> を超えるもの

#### 適用除外

- ・仮設の建築物の建築等
- ・増築、改築に係る床面積の合計 10 m<sup>2</sup>以下のもの
- ・外観を変更することとなる修繕、若しくは模様替又は色彩の変更に係る部分の面積の合計 10 m<sup>2</sup>以下のもの
- ・改築で外観の変更を伴わないもの

### 2) 工作物

行為の種類	新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕、若しくは模様替又は色彩の変更	
届出対象規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・煙突、排気塔その他これらに類するもの</li> <li>・アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱その他これらに類するもの</li> <li>・電波塔、物見塔、記念塔その他これらに類するもの</li> <li>・装飾塔その他これらに類するもの</li> <li>・高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの</li> <li>・彫像、記念碑その他これらに類するもの</li> <li>・自動車車庫の用に供する立体的な施設</li> <li>・擁壁その他これらに類するもの</li> <li>・コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設</li> <li>・石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設</li> <li>・汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設</li> <li>・観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ 13m（建築物と一体となって設置される場合は、高さ 5mかつ地盤面から当該工作物の上端までの高さ 13m）又は築造面積 1,000 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広告物、広告塔その他これらに類するもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ 13m又は表示面積の合計 25 m<sup>2</sup>（建築物と一体となって設置される場合にあっては高さ 5m、かつ地盤面から当該工作物の上端までの高さ 13m又は表示面積の合計 25 m<sup>2</sup>）を超えるもの</li> </ul>

届出対象規模	・垣、さく、塀その他これらに類するもの	・高さ3mを超えるもの
	・電気供給、若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線（その支持物の鉄塔、電柱等を含む）その他これらに類するもの	・高さ20m（電線路又は空中線に含まれる支持物が建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該支持物の上端までの高さ20m）を超えるもの

**適用除外**

- ・仮設の工作物の建設等
- ・改築で外観の変更を伴わないもの

**3) 土石の採取、鉱物の掘採**

届出対象規模	当該行為に係る部分の土地の面積1,000㎡を超えるもの、又は高さ5m及び長さ10mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの
--------	---

**適用除外**

- ・国道、県道、4車線以上の市道及び鉄道線路の境界から1,000m以内の区域以外の区域における行為

**4) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積**

届出対象規模	物件の高さ5m又は当該行為に係る部分の土地の面積1,000㎡を超えるもの
--------	--------------------------------------

**適用除外**

- ・都市計画法に規定する工業地域内における行為
- ・国道、県道、4車線以上の市道及び鉄道線路の境界から100m以内の区域以外の区域における行為
- ・外部から見通すことのできない場所での行為
- ・期間が90日を超えて継続しないもの

**※1)～4)に共通する適用除外**

- ・文化財保護法に規定する重要文化財の現状変更・修理等、史跡名勝天然記念物の現状変更等、伝統的建造物群保存地区内における現状変更を行う行為
- ・都市計画法に規定する風致地区及び地区計画の区域内における建築物の新築等
- ・岡山県自然保護条例に規定する自然環境保全地域及び環境緑地保護地域等内における建築物の新築等
- ・岡山県立自然公園条例に規定する特別地域及び普通地域内における工作物の新築等
- ・岡山県文化財保護条例に規定する県指定重要文化財の現状変更・修理等、県指定重要有形民俗文化財及び県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等を行う行為
- ・高梁市文化財保護条例に規定する市指定重要文化財の現状変更・修理等を行う行為
- ・地盤面下又は水面下における行為
- ・他の法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

## (2) 重点地区の届出対象行為

### 1) 建築物

行為の種類	新築、増築、改築若しくは移転	外観を変更することとなる修繕、若しくは模様替又は色彩の変更
届出対象規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該行為に係る部分の床面積の合計が10㎡を超えるもの</li> <li>・新築後、増築後、改築後又は移転後の高さ5mを超えるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該行為に係る部分の面積の合計が10㎡を超えるもの</li> </ul>

#### 適用除外

- ・仮設の建築物の建築等
- ・改築で外観の変更を伴わないもの

### 2) 工作物

行為の種類	新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕、若しくは模様替又は色彩の変更	
届出対象規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・煙突、排気塔その他これらに類するもの</li> <li>・アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱その他これらに類するもの</li> <li>・電波塔、物見塔、記念塔その他これらに類するもの</li> <li>・装飾塔その他これらに類するもの</li> <li>・高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの</li> <li>・彫像、記念碑その他これらに類するもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ5m（建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さ）を超えるもの</li> <li>・建築物と一体となって設置される場合は、当該工作物の高さが1mを超えるもの（彫像、記念碑等を除く）</li> <li>・増築後、改築後又は移転後の高さ5mを超えるもの</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車車庫の用に供する立体的な施設</li> <li>・コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設</li> <li>・石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設</li> <li>・汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設</li> <li>・観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ（建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さ）5mを超えるもの、又は、築造面積10㎡を超えるもの</li> <li>・建築物と一体となって設置される場合は、当該工作物の高さが1mを超えるもの</li> <li>・増築後、改築後又は移転後の高さ5mを超えるもの、又は、築造面積10㎡を超えるもの</li> </ul>

届出対象規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告板、広告塔その他これらに類するもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高さ（建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さ）5mを超え、かつ、工作物自体の高さが1mを超えるもの、又は表示面積の合計1㎡を超えるもの</li> </ul> <p>※以下については届出を要しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①法令の規定により表示する広告物又はこれを掲出する物件</li> <li>②公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター立札等又はこれらを掲出する物件</li> <li>③人、動物、車両、船舶等に表示される物件</li> <li>④90日を超えて継続して表示又は掲出されないもの</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 擁壁、垣、さく、塀その他これらに類するもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高さ1.5mを超えるもの</li> <li>・ 増築後、改築後又は移転後の高さ1.5mを超えるもの</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電気供給、若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線（その支持物の鉄塔、電柱等を含む）その他これらに類するもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高さ（電線路又は空中線に含まれる支持物が建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該支持物の上端までの高さ）10mを超えるもの</li> <li>・ 増築後、改築後又は移転後の高さ10mを超えるもの</li> </ul>

**適用除外**

- ・ 仮設の工作物の建設等
- ・ 改築で外観の変更を伴わないもの

### 3) 土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更、水面の埋立て

<b>届出対象規模</b>	・当該行為に係る面積が 500 m <sup>2</sup> を超え、又は高さが 1.5mを超える法面又は擁壁を生じるもの
---------------	---

#### 適用除外

- ・宅地の造成、土地の開墾以外の行為で、農林漁業を営むために行う土地の形質の変更

### 4) 木竹の伐採

<b>届出対象規模</b>	・高さ 10mを超えるもの、又は伐採面積が 500 m <sup>2</sup> を超えるもの
---------------	---

#### 適用除外

- ・間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
- ・枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
- ・自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
- ・仮植した木竹の伐採
- ・測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

### 5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

<b>届出対象規模</b>	・物件の高さが 1.5mを超えるもの、又は当該行為に係る部分の水平投影面積が 100 m <sup>2</sup> を超えるもの
---------------	--

#### 適用除外

- ・外部から見通すことのできない場所での行為
- ・期間が 90 日を超えて継続しないもの

#### ※1) ～5) に共通する適用除外

- ・文化財保護法に規定する重要文化財の現状変更・修理等、史跡名勝天然記念物の現状変更等、伝統的建造物群保存地区内における現状変更を行う行為
- ・都市計画法に規定する風致地区及び地区計画の区域内における建築物の新築等
- ・岡山県自然保護条例に規定する自然環境保全地域及び環境緑地保護地域等内における建築物の新築等
- ・岡山県立自然公園条例に規定する特別地域及び普通地域内における工作物の新築等
- ・岡山県文化財保護条例に規定する県指定重要文化財の現状変更・修理等、県指定重要有形民俗文化財及び県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等を行う行為
- ・高梁市文化財保護条例に規定する市指定重要文化財の現状変更・修理等を行う行為
- ・地盤面下又は水面下における行為
- ・他の法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

1-2. 景観形成基準

(1) 普通地区の景観形成基準

1) 建築物（新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕、若しくは模様替又は色彩の変更）

事 項	基 準
位 置	(1) 周辺との調和を考えた釣合いのよい配置とすること。 (2) 道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、できるだけ大きく後退すること。 (3) 樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合には、これを修景に生かせるように配慮すること。 (4) 山稜の近傍にあつては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い位置とすること。 (5) 歴史的建造物等の優れた景観資源に隣接する場合には、その保全に配慮した位置とすること。 (6) 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した位置とすること。
形 態	(1) 周辺景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまった形態とすること。 (2) 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した形態とすること。
意 匠	(1) 建築物全体としてまとまりのある意匠とすること。 (2) 外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮した意匠とすること。やむを得ず露出する場合は、壁面と同色の仕上げを施して目立たないようにする等の措置を講ずること。 (3) 屋外階段、ベランダ等建築物本体と一体となるものを設ける場合は、建築物本体との調和を図ること。 (4) 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した意匠とすること。
色 彩	(1) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮すること。 (2) 屋上工作物の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和が図れるものとする。こと。 (3) 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した色彩とすること。
素 材 及 び 材 料	(1) 周辺景観との調和に配慮した素材及び材料を使用すること。 (2) 地域の優れた景観を特徴付ける素材及び材料の活用に配慮すること。 (3) 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した素材及び材料とすること。
敷地の 緑 化	(1) 道路等の公共施設に面する部分は特に緑化に配慮し、敷地内は、できるだけ緑化に努めること。 (2) 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した緑化に努めること。

2) 工作物（新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕、若しくは模様替又は色彩の変更）

事 項	基 準
位 置	(1) 周辺との調和を考えた釣合いのよい配置とすること。 (2) 道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、できるだけ大きく後退すること。 (3) 樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合には、これを修景に生かせるように配慮すること。 (4) 山稜の近傍にあつては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い位置とすること。 (5) 歴史的建造物等の優れた景観資源に隣接する場合には、その保全に配慮した位置とすること。 (6) 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した位置とすること。
形態又は意匠	(1) 周辺景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまった形態とするとともに、意匠を工夫すること。 (2) 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した形態又は意匠とすること。
色 彩	(1) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮すること。 (2) 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した色彩とすること。
素 材 及 び 材 料	(1) 周辺景観との調和に配慮した素材及び材料を使用すること。 (2) 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した素材及び材料とすること。
敷地の 緑 化	(1) 道路等の公共施設に面する部分は特に緑化に配慮し、敷地内は、できるだけ緑化に努めること。 (2) 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した緑化に努めること。

3) 土石の採取、鉱物の掘採

事 項	基 準
採取又は掘採の方法	(1) 周辺の景観を乱さないような方法とすること。 (2) 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した方法とすること。
遮へい	(1) 敷地周辺の緑化に努める等周辺の道路等からの遮へいに配慮すること。 (2) 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した遮へい措置を講ずること。
事後措置	(1) 採取又は掘採後の法面等は、周辺の景観との調和に配慮し、緑化に努めること。 (2) 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した緑化に努めること。

4) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

事 項	基 準
堆積の方法	(1) 道路等の公共用地に接する敷地境界線からはできる限り遠隔地から堆積を始めること。 (2) 積み上げに際しては、できるだけ整然とした堆積とすること。 (3) 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した堆積とすること。
遮へい	(1) 敷地周囲の緑化に努める等周囲の道路等からの遮へいに配慮すること。 (2) 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した遮へい措置を講ずること。

(2) 高梁城下町地区の景観形成基準

■自然緑地景観形成ゾーン・歴史的町並み景観形成ゾーン

1) 建築物（新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕、若しくは模様替又は色彩の変更）

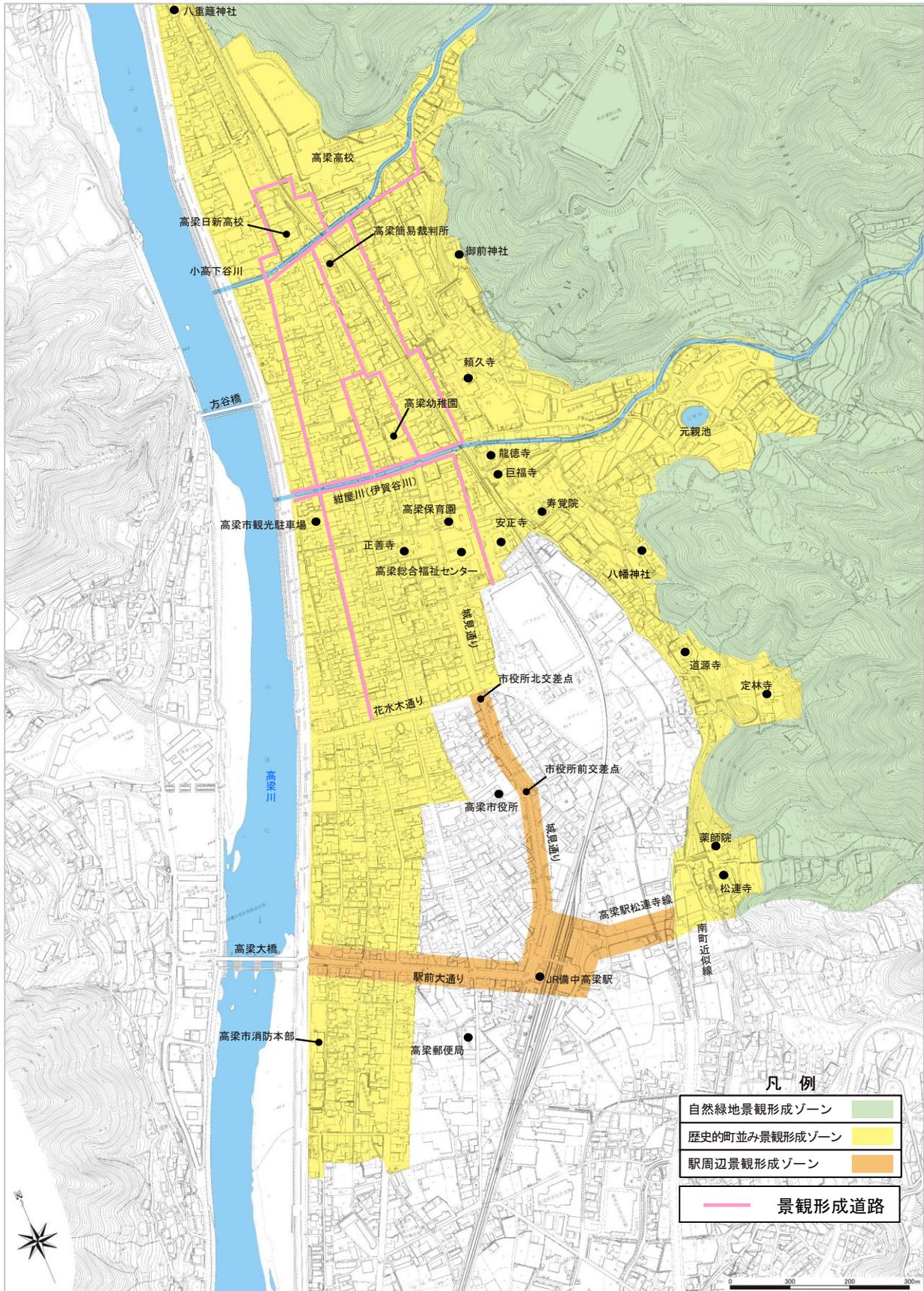
事 項	自然緑地景観形成ゾーン	歴史的町並み景観形成ゾーン	
		①景観形成道路の沿道	①を除く地区
位 置	(1)歴史的建造物等の優れた景観資源に隣接する場合には、その景観保全に配慮した位置とすること。		
	(2)山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い位置とすること。		
	(3)道路境界線及び隣接境界線からできるだけ多く後退した位置とし、ゆとりのある空間を確保すること。	(4)伝統的な町家が残る地区では、壁面の位置を揃え、通りに面して連続性のある町並みの形成に配慮すること。やむを得ず壁面線を後退させる場合は、周辺の景観に調和した門や塀等を設置し、町並みの連続性にできるだけ努めること。	(5)道路境界線及び隣接境界線からできるだけ多く後退した位置とし、ゆとりのある空間を確保すること。
	—	(6)太陽光パネル等を屋根面に設ける場合は、通りから目立たないように配置を工夫すること。	—
	(7)敷地内の建築物、工作物の規模及び位置等を勘案するとともに、釣り合いのよい配置とすること。		
	(8)樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合には、これを修景に生かせるように配慮すること。		
規 模	(1)自然緑地景観を生かせるように、建ぺい率をできるだけ低くし、敷地内の空間確保を図ること。	(2)緑豊かな町並み景観として、植栽等を施せるように建ぺい率をできるだけ低くし、敷地内の空間確保を図ること。	

※「①景観形成道路の沿道」とは、P74の図に示した「景観形成道路」に接し、この道路から眺望できる範囲を示す。

事 項	自然緑地景観形成ゾーン	歴史的町並み景観形成ゾーン	
		①景観形成道路の沿道	①を除く地区
規 模	(3) 高さをできるだけ抑えて、地区内の自然景観との調和を図ること。	(4) 町並みの連続性や通りからの見え方に配慮した高さや規模とするとともに、本地区における伝統的建築物の高さより突出しないように配慮すること。	(5) 周囲の町並みから著しく突出した高さとならないように配慮すること。
	—	—	(6) 南町近似線から薬師院及び松連寺、愛宕山の眺望を妨げない規模とするように配慮すること。
形 態	(1) 周辺景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまった形態にすること。		
	(2) 歴史的建造物や山並みの景観との調和に配慮し、原則として勾配のある屋根を設けるとともに、適切な軒の出を有すること。	(3) 歴史的建造物や山並みの景観との調和に配慮し、原則として和瓦葺き勾配屋根、もしくはこれに類したものとするとともに、適切な軒の出を有すること。	(4) 歴史的建造物や山並みの景観との調和に配慮し、原則として勾配屋根を設けるとともに、適切な軒の出を有すること。
	—	(5) 原則として本地区における伝統的建築物に類した形態するとともに、通りごとの町並みのまとまりに配慮した形態とすること。	(6) 原則として本地区における伝統的建築物に類した形態とすること。
		(7) 伝統的建築物が比較的まとまって残る本町通りや武家屋敷通りなどの地区は、その伝統的様式を継承し、もしくは取り入れた形態とするように努めること。	—
	(8) 伝統的建築物は地区のシンボルとして外観の保全に努めること。		
意 匠	(1) 建築物全体としてまとまりのある意匠とすること。		
	(2) 外壁又は屋上に設ける設備は、格子又はルーバで覆う等により露出させないようにし、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮した意匠とすること。やむを得ず露出する場合は、目立たない位置に設けるとともに、壁面と同色の仕上げを施して目立たないようにする等の措置を講じること。		
	(3) 屋外階段、ベランダ等建築物本体と一体となるものを設ける場合は、建築物本体との調和を図ること。		

事 項	自然緑地景観形成ゾーン	歴史的町並み景観形成ゾーン	
		①景観形成道路の沿道	①を除く地区
意 匠		(4)大規模建築物は、道路及び隣地との間に空間を持たせ、屋根、壁面、開口部等の意匠を工夫し、圧迫感を軽減するように努めること。また、平滑で大きな壁面が生じないよう、目地を設ける等、陰影効果のある壁面の処理を工夫することにより、自然物や歴史的建造物の意匠との調和を図ること。	
	—	(5)原則として本地区における伝統的建築物に類した意匠とするとともに、通りごとの町並みのまとまりに配慮した意匠とすること。	(6)原則として本地区における伝統的建築物に類した意匠とすること。
	—	(7)伝統的建築物が比較的まとまって残る本町通りや武家屋敷通りなどの地区は、その伝統的様式を継承し、もしくは取り入れた意匠とするように努めること。	—
色 彩	(1)けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、歴史的建造物や山並みの調和に配慮すること。		
	(2)周辺の自然の緑や、季節の変化に伴う色彩の変化と調和した落ち着いたものを用いること。	(3)屋根は、本地区における伝統的建築物の色彩と調和した黒色、灰色（いぶし銀）、こげ茶色、もしくはこれに類した落ち着いた色彩を用いるように配慮すること。	(4)本地区における伝統的建築物の色彩と調和した色彩を用いるように配慮すること。
		(5)外壁は、本地区における伝統的建築物の色彩と調和した白色、灰色、黒色、もしくは木材や石材、土等の自然素材が持つ色彩を基調とした落ち着いたものを用いるように配慮すること。	
	(6)色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きをもたせるため、その性質を十分考慮すること。		
	(7)屋外に設ける設備、工作等の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和を図ったものとする。		

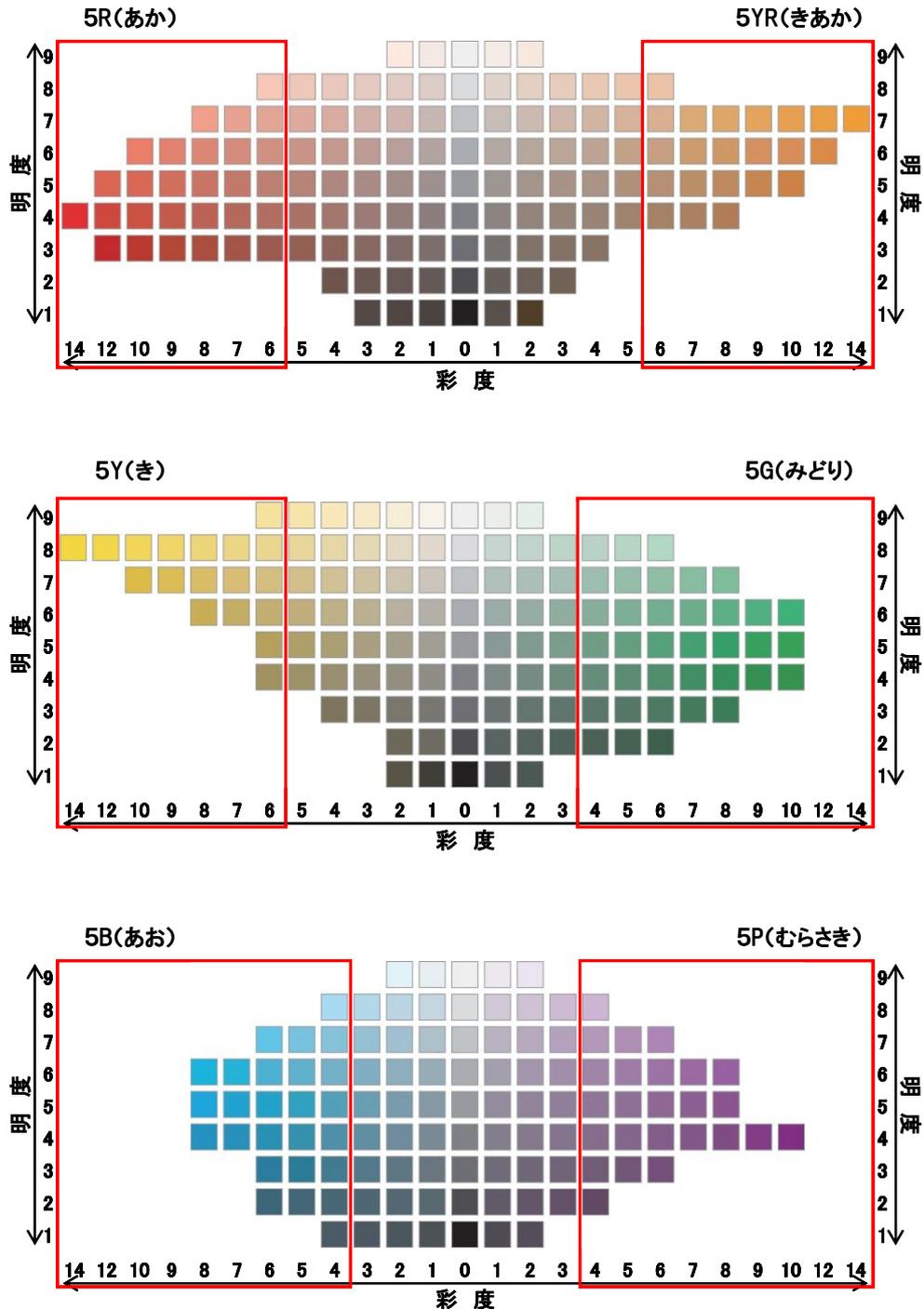
事項	自然緑地景観形成ゾーン	歴史的町並み景観形成ゾーン		
		①景観形成道路の沿道	①を除く地区	
素材 及 び 材 料	(1) 歴史的建造物や山並みとの調和に配慮し、かつ、隣接する建築物及び工作物との相互の調和にも配慮した素材、材料を使用すること。			
	—	(2) 原則として屋根は和瓦葺き、もしくはこれに類した素材を用いること。	—	
	(3) できるだけ、自然緑地景観を特徴づける石材、木材等の自然素材を用い、これにより難い場合は、これを模したものを用いること。これらの素材を用いることができない場合は、周囲の緑化等により周辺の自然物との調和が図られるように配慮すること。	(4) できるだけ本地区における伝統的建築物に使用されている素材、もしくはこれを模した素材を用いるように配慮すること。		
		(5) 伝統的建築物が比較的まともに残る本町通りや武家屋敷通りなどの地区は、漆喰塗りや板張り等の地区の歴史的特性を活かした材料を取り入れるように努めること。	—	
	(6) 耐久性、耐候性に優れ、たい色、はく離等のおこりにくいものを使用すること。			
	(7) 反射光のある素材、材料を外部の大部分にわたって使用しないように配慮すること。			
	敷地の 緑化	(1) 敷地内は、できるだけ多くの樹木の植栽による緑化措置を講じること。		
(2) 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。				
(3) 建築物が周辺の山並みや町並み景観と融和し、良好な景観の形成が図られるよう、樹木の配置及び樹種の構成を考慮した植栽を行うこと。				
(4) 敷地の周囲には、中・高木や生垣による緑化に努めること。また道路から後退してできる空間には、特に積極的に緑化措置を講じること。ただし、接道部等への緑化により町並みの連続性が損なわれる場合はこの限りでない。				
(5) 既存の樹木等については、できるだけ残すように努めること。				
(6) 敷地内の擁壁等構造物については、ツル性植物等による緑化に努めること。				
(7) 駐車場は、植栽により緑化を図り、周辺景観に調和するように努めること。				
その他	大規模かつ長期にわたる工事については、その期間中、道路等の公共施設からの見え方にできるだけ配慮すること。			



景観形成道路位置図

参考) けばけばしい色の範囲

本計画では、「けばけばしい色」をマンセル色票系において、R(あか)、YR(きあか)、Y(き)は彩度6以上、他は彩度4以上とする。



「けばけばしい色」の範囲図

- ※ 表中の色相、彩度及び明度は、日本工業規格 Z8721 (マンセル表色系) に基づくものとする。なお、図の色は印刷によるもので実際の色とは異なる場合がある。
- ※ 木材や土壁等の自然素材、金属板、スレート、ガラスなどの素材色は、適用を除外する。
- ※ 建築物の一部に使用するアクセントカラーなどは、この限りではない。

2) 工作物（新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕、若しくは模様替又は色彩の変更）

・ 共通事項

事 項	自然緑地景観形成ゾーン	歴史的町並み景観形成ゾーン	
		①景観形成道路の沿道	①を除く地区
位 置	(1) 歴史的建造物等の優れた景観資源に隣接する場合には、その景観保全に配慮した位置とすること。		
	(2) 山稜の近傍にあつては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い位置とすること。		
	(3) 敷地内の建築物、工作物の規模及び位置等を勘案するとともに、釣り合いのよい配置とすること。		
	(4) 樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合には、これを修景に生かせるように配慮すること。		
形 態 ・ 意 匠	(1) 歴史的建造物や山並みの景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまった形態とするとともに、意匠を工夫すること。		
	—	(2) 本地区の伝統的建築物と違和感のないものとともに、意匠を工夫すること。	
色 彩	けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、歴史的建造物や山並みの景観との調和に配慮すること。		
素 材 及 び 材 料	歴史的建造物や山並みとの調和に配慮した素材、材料を用いること。		
敷地の 緑 化	敷地内においては、できるだけ多くの樹木の植栽による緑化措置を講じること。		
その他	大規模かつ長期にわたる工事については、その期間中、道路等の公共施設からの見え方にできるだけ配慮すること。		

- ・煙突、排気塔その他これらに類するもの
- ・アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱その他これらに類するもの
- ・電波塔、物見塔、記念塔その他これらに類するもの
- ・装飾塔その他これらに類するもの
- ・高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの
- ・彫像、記念碑その他これらに類するもの

事 項	自然緑地景観形成ゾーン	歴史的町並み景観形成ゾーン	
		①景観形成道路の沿道	①を除く地区
位 置	(1)道路からできるだけ多く後退すること。		
	(2)目立つ位置への建設は、できるだけ控えること。		
	(3)山稜の近傍にあつては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い位置とすること。	(4)特に突出したものは、設置しないように努めること。	
形 態 ・ 意 匠 ・ 色 彩	(1)できるだけ簡素な形態及び意匠とするとともに、けばけばしい色彩とせず、歴史的建造物や山並みの景観への影響を緩和するように配慮すること。		
	(2)屋外に設けられる設備は、できるだけ目立たないようにすること。		
	(3)電波塔（その付帯設備を含む）の色彩は、こげ茶色又は亜鉛メッキ色つや消し、リン酸処理を施したものとすること。		
	(4)敷地内にフェンスを設ける場合は、こげ茶色等の落ち着いた色彩とすること。		
敷地の 緑 化	(1)道路から後退してできる空間については、常緑の中・高木を取り入れた樹木により、できるだけ修景緑化を図ること。		
	(2)植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。		
	(3)電波塔の基底部周辺については、できるだけ修景緑化を図ること。		

## ・自動車車庫の用に供する立体的な施設（立体駐車場等）

事 項	自然緑地景観形成ゾーン	歴史的町並み景観形成ゾーン	
		①景観形成道路の沿道	①を除く地区
位 置	(1)道路からできるだけ多く後退すること。	(3)本地区への設置は避けること。	(1)道路からできるだけ多く後退すること。
	(2)目立つ位置への建設は控えること。		
形 態 ・ 意 匠 ・ 色 彩	(1)高さをできるだけ低くするように努めるとともに、形態はできるだけ簡素なものとし、意匠を工夫すること。また歴史的建造物や山並みの景観への影響を緩和するように配慮すること。		
	(2)けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、歴史的建造物や山並みの景観との調和に配慮すること。		
敷地の 緑 化	(1)道路から後退してできる空間については、常緑の中・高木を取り入れた樹木により、できるだけ修景緑化を図るとともに、周囲の道路等からの遮へいを行うこと。		
	(2)植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。		

・ 広告板、広告塔その他これらに類するもの

事 項	自然緑地景観形成ゾーン	歴史的町並み景観形成ゾーン	
		①景観形成道路の沿道	①を除く地区
位 置	(1) 同一敷地内で複数の広告物を掲出する場合は、敷地境界線内で設置するとともに、隣接する相互においても統一を図り、周辺景観との調和を図るように努めること。		
	(2) 突き出し広告物の上端は、建築物の高さを越えないものとする。また、同一壁面において複数必要な場合は、設置位置を統一するとともに、その出幅も同一とすること。		
	(3) 屋上広告物については、屋上または塔屋等の水平投影面からはみ出さないようにすること。		
	(4) 壁面広告物は取付壁面から突き出さないこととし、同一目的の広告物は一壁面に一個とすること。		
規 模	(1) 同一敷地内で同一目的の広告物を掲出する場合は、効果性を踏まえ、設置数、表示面積をできるだけ少なくすること。		
	(2) 広告塔は、その高さ、表示面積等について、隣接する相互において統一を図り、周辺景観との調和を図るように努めること。		
形 態	(1) 窓面利用広告、テント広告、広告網、のぼり、ぼんぼり等については、できるだけ行わないように努めること。		
	(2) 広告物は設置面との一体性を持たせるとともに、支柱及び骨組みが露出しないようにルーバー等による遮へいにより、その支持物等が見えない構造とすること。		
意 匠	(1) ネオン管の使用は避けるとともに、広告物等の照明は点滅しないこと。		
	(2) 突き出し広告物を同一壁面において複数必要な場合は、意匠の統一・調和を図るように努めること。		
色 彩	(1) けばけばしい色を避け、色数をおさえるとともに、単純な配色とすること。		(2) 本地区における伝統的建築物の色彩と調和を図ること。
	(3) 蛍光塗料は使用しないように努めること。		
	(4) 屋上広告物は建築物の色彩と調和するものとし、壁面広告物の下地の色彩は壁面と合わせるものとする。		
素 材 及 材 料	耐久性、耐候性に優れた材質のものを使用するとともに、汚れ、たい色、破損等により、歴史的建造物や山並みの景観への影響を与えないように努めること。		

・擁壁、垣、さく、塀その他これらに類するもの

事 項	自然緑地景観形成ゾーン	歴史的町並み景観形成ゾーン	
		①景観形成道路の沿道	①を除く地区
位 置	—	通りに面して駐車場等の開放された空き地を設ける場合は、歴史的な町並みに調和した門や塀等を設置し、町並みの連続性にできるだけ努めること。	—
形 態 ・ 意 匠	(1) 周辺景観及び敷地内の状況に配慮するとともに、建築物本体と調和のとれた形態、意匠とすること。	(3) 歴史的な雰囲気醸し出している土塀、漆喰壁、板塀、門等については、できるだけその保全及び連続性の確保に努めること。	
	(2) 垣、さく、塀については、できるだけ生垣とするように努めること。また、高さはできるだけ低いものとするように努めること。		
	(4) 擁壁については、道路に面して設ける場合には、できるだけ低いものとする。		
色 彩	垣、さく、塀については、けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観及び敷地内の状況に配慮するとともに建築物本体と調和のとれた色彩とすること。		
素 材 及 び 材 料	(1) 擁壁については、できるだけ石材等の自然素材の活用に努め、これにより難しい場合はこれを模したものとすること。これらの素材を用いることができない場合には、できるだけ修景緑化等の措置を講じるように努めること。		
	(2) 垣、さく、塀については、できるだけ樹木（生垣）、木材、石材等の自然素材の活用に努め、これにより難しい場合には、できるだけこれを模した仕上げとなるように工夫すること。	(3) できるだけ本地区における伝統的建築物に使用されている素材、もしくはこれを模した素材を用いるように配慮すること。	
		(4) 通りに面して設ける塀、門は、和瓦葺きに努め、これにより難しい場合は、これに類したものをを用いること。	—
(5) 通りに面して設ける塀、門は、土塀、漆喰壁、板塀等の地区の歴史的特性を活かしたものとするように努めること。			

緑化	(1)擁壁については、自然素材もしくはこれを模したものを使用できない場合は、前面又は壁面に緑化を施すなど、できるだけ修景緑化を図ること。	
	(2)垣、さく、塀については、生垣とできない場合は、できるだけ前面又は壁面に緑化を行うように努めること。	—

- ・ 電気供給、若しくは有線電気通信のための電線路、空中線（その支持物の鉄塔、電柱等を含む）その他これらに類するもの

事 項	自然緑地景観形成ゾーン	歴史的町並み景観形成ゾーン	
		①景観形成道路の沿道	①を除く地区
位 置	(1) ルートについては歴史的建造物や山並み景観への影響を緩和するように配慮するとともに、高さはできるだけ低く設置できるようなルートを選ぶこと。	(3) 原則として、鉄塔は設置しないように努めること。	
	(2) 鉄塔は、原則として、道路沿いには設置しないこと。やむを得ず設置する場合は、道路からできるだけ後退して設けること。		
	(4) 電柱は、できるだけ整理統合の方法を検討すること等により、極力目立たない位置となるように工夫すること。また、できるだけ歩道内や車歩道境界部分への設置を避けるように努めること。		
形 態 ・ 意 匠 ・ 色 彩	(1) 形態の簡素化を図ること。		
	(2) 電柱、街灯等は、周囲の建築物と調和した意匠とすること。		
	(3) 色彩は、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、歴史的建造物や山並みの景観との調和に配慮すること。		
	(4) 鉄塔、電柱の色彩は、こげ茶色又は亜鉛メッキ色つや消し、リン酸処理を施したものとすること。		
	(5) 敷地内にフェンスを設ける場合は、こげ茶色等落ち着いた色彩とする。		
敷地の緑化	鉄塔の基底部周辺については、できるだけ修景緑化を図ること。		

- ・コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
- ・石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵または処理する施設
- ・污水处理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設、その他の処理施設

事 項	自然緑地景観形成ゾーン	歴史的町並み景観形成ゾーン	
		①景観形成道路の沿道	①を除く地区
位 置	(1)道路からできるだけ多く後退すること。	(3)本地区への設置は避けること。	
	(2)目立つ位置への建設は控えること。		
形 態 ・ 意 匠 ・ 色 彩	(1)高さをできるだけ低くするように努めるとともに、形態はできるだけ簡素なものとし、意匠を工夫すること。また歴史的建造物や山並みの景観への影響を緩和するように配慮すること。		
	(2)配管類は可能な限り外部に出さないようにすること。やむを得ず外部に設ける配管類は、できるだけ目立ちにくくすること。		
	(3)けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、歴史的建造物や山並みの景観との調和に配慮すること。		
敷地の緑化	(1)道路から後退してできる空間については、施設の規模に応じた樹木により、できるだけ修景緑化を図るとともに、周辺の道路等からの遮へいを行うこと。		
	(2)植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。		

- ・観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設

事 項	自然緑地景観形成ゾーン	歴史的町並み景観形成ゾーン	
		①景観形成道路の沿道	①を除く地区
位 置	(1)道路からできるだけ多く後退すること。	(3)本地区への設置は避けること。	
	(2)目立つ位置への建設は控えること。		
敷地の緑化	(1)道路から後退してできる空間については、施設の規模に応じた樹木により、できるだけ修景緑化を図るとともに、周辺の道路等からの遮へいを行うこと。		
	(2)植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。		

## 3) 土石の採取、鉱物の掘採

事 項	自然緑地景観形成ゾーン	歴史的町並み景観形成ゾーン	
		①景観形成道路の沿道	①を除く地区
採取又は掘採の方法	(1) 採取又は掘採に当たっては、周辺の道路等から見えないような方法を工夫するとともに、周辺景観の影響を緩和するように配慮すること。	(4) 土石の採取、鉱物の掘採は行わないように努めること。	
	(2) 採取又は掘採に当たっては、できるだけ法面を大きくしないようにすること。		
	(3) 行為終了後において緑化が可能な形状となるようにすること。		
遮へい	行為中において、歴史的建造物や山並みの景観への影響を緩和するように敷地の周囲には常緑の中・高木等による緑化に努めるとともに、周辺の道路等からの遮へいに配慮すること。		
事後措置	(1) 採取又は掘採後の法面等は、周辺景観との調和に配慮し、緑化に努めること。		
	(2) 採取又は掘採に直接関係ない法面等については、できるだけ早期に緑化措置を講じるように努めること。		
	(3) 緑化に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。		

4) 土地の形質の変更、水面の埋立

事 項	自然緑地景観形成ゾーン	歴史的町並み景観形成ゾーン	
		①景観形成道路の沿道	①を除く地区
変更後の形状	(1) 極端な形質の変更が行われないように工夫するとともに、変更後の地形が周辺地形と調和が図られるよう配慮すること。		
	(2) 土地の区画形質の変更によって、大きな法面・擁壁が生じないように努めること。		
	(3) 敷地内の区画割等の形状については、将来、施設が立地した場合においても、周辺景観との調和が図られる形状となるように努めること。		
	(4) 水面の埋立てや調整池によってできる護岸は、できるだけ石材等の自然素材、もしくはできるだけこれを模した素材とし、階段、緑化修景等を施し親水性の確保に配慮すること。		
敷地の緑化等	(1) 行為地内の木竹は、できるだけ保全に努めるとともに、敷地の周囲には樹木等の植栽により、緑化措置を講じること。		
	(2) 道路等の公共施設に面する部分は特に緑化に配慮し、敷地内は、できるだけ緑化に努めること。		
	(3) 法面・擁壁を含め、構造物等が生じる場合においては、できるだけ自然素材の活用に努め、これにより難しい場合はこれを模したものとすること。また構造物等の前面には、できるだけ修景緑化等の措置を講じるように努めること。		
	(4) 緑化に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。		

## 5) 木竹の伐採

事 項	自然緑地景観形成ゾーン	歴史的町並み景観形成ゾーン	
		①景観形成道路の沿道	①を除く地区
伐 採 方 法	木竹の伐採を行う場合は、択伐方法などにより必要最小限に留め、敷地の周囲の樹木及び高さ10m以上又は枝張り10m以上の樹木は、できるだけ残すように努めること。		
事後の 緑 化	伐採を行った場合は、本地区の景観を良好に維持できるように伐採した樹種あるいは周辺の植生を勘案して、代替措置（植栽等）を講じること。		

## 6) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

事 項	自然緑地景観形成ゾーン	歴史的町並み景観形成ゾーン	
		①景観形成道路の沿道	①を除く地区
堆積の 方 法	(1) 周辺からできるだけ見えないような位置にするとともに、道路等の公共用地に接する敷地境界線からできるだけ遠隔地より堆積を始めること。	(3) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積は行わないように努めること。	(1) 周辺からできるだけ見えないような位置にするとともに、道路等の公共用地に接する敷地境界線からできるだけ遠隔地より堆積を始めること。
	(2) 敷地の境界からできるだけ後退させ、かつ、堆積の高さをできるだけ低いものとし、積み上げに際しては、整然とした堆積とすること。		(2) 敷地の境界からできるだけ後退させ、かつ、堆積の高さをできるだけ低いものとし、積み上げに際しては、整然とした堆積とすること。
遮へい	(1) 敷地の周囲には、常緑の中・高木を植栽し、できるだけ修景緑化に努めるとともに、周辺の道路等からの遮へいを行うこと。		
	(2) 事業所等における原材料・製品、スクラップ等または建設工事等における資材等の堆積は、外部から容易に望見できないよう敷地外周部に遮へい措置を講じること。		
	(3) 遮へいに伴う植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。		

■駅周辺景観形成ゾーン

- 1) 建築物（新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕、若しくは模様替又は色彩の変更

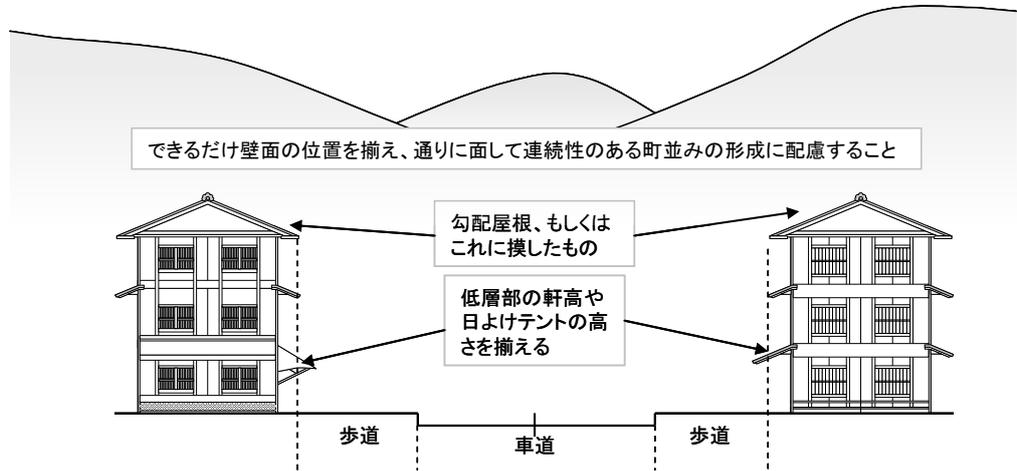
事 項	駅周辺景観形成ゾーン	
	駅西側 (駅前大通り・城見通りの沿道)	駅東側 (高梁駅松連寺線の沿道)
基 本 事 項	(1) 来訪者に本市の第一印象を与え、また歴史的な町並みへつなぐ玄関口として、にぎわいの中にも落ち着きを感じられる魅力ある町並み景観の形成に努めること。	(2) 新たなまちなか生活エリアとして、愛宕山や松連寺の眺望を活かした潤いとゆとりのある町並み景観の形成に努めること。
位 置	(1) 城見通りの沿道は、道路境界線からできるだけ後退した位置とし、道路に面してゆとりのある空間を確保するように努めること。	(2) 道路境界線からできるだけ後退した位置とし、道路に面してゆとりのある空間を確保するように努めること。
	(3) 駅前大通りの沿道は、できるだけ壁面の位置を揃え、通りに面して連続性のある町並みの形成に配慮すること。	—
	(4) 敷地内の建築物、工作物の規模及び位置等を勘案するとともに、釣り合いのよい配置とすること。	
	(5) 樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合には、これを修景に生かせるように配慮すること。	
	(6) 太陽光パネル等を屋根面に設ける場合は、通りから目立たないように配置を工夫すること。	
	規 模	(1) 城見通りの主要な交差点からの臥牛山の眺望を妨げない規模とするように配慮すること。
(3) 駅前大通りの沿道は、隣接する建築物の低層部の軒高や日よけテントの高さを揃えるなど、町並みの連続性に配慮すること。		—
形 態	(1) 周辺の歴史的な町並み及び背景となる山並みや寺院の眺望景観と調和した外観とし、全体的に違和感のないまとまった形態とすること。	
	(2) 城下町の風情を感じさせるような和風の趣のある意匠を取り入れるように配慮すること。	
	(3) 勾配屋根、もしくはこれに模したものをできるだけ設けるように努めること。	(4) 原則として勾配屋根を設けるとともに、適切な軒の出を有すること。

※「駅前大通り・城見通り・高梁駅松連寺線の沿道」とは、道路に接し、この道路から眺望できる範囲を示す。

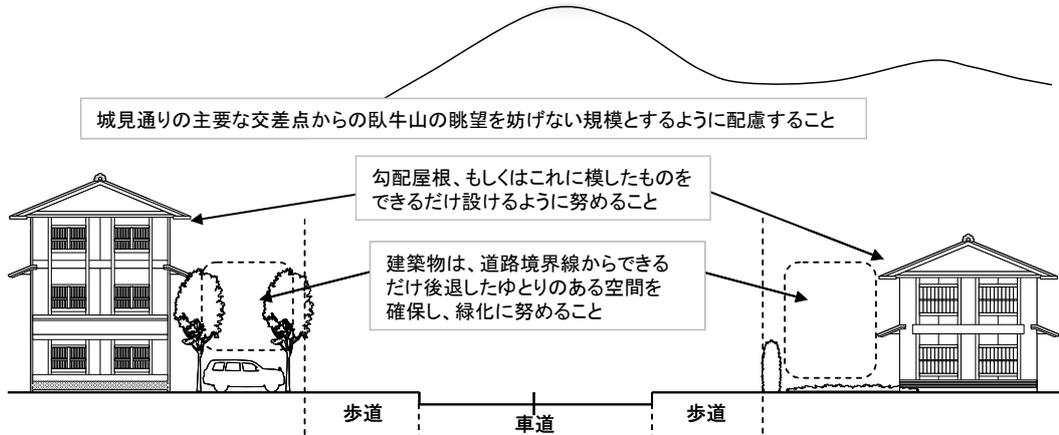
<b>意 匠</b>	(1) 建築物全体としてまとまりのある意匠とすること。
	(2) 周辺の歴史的な町並み及び背景となる山並みや寺院の景観に調和した意匠とするように努めること。
	(3) 城下町の風情を感じさせるような和風の趣のある意匠を取り入れるように配慮すること。
	(4) 外壁又は屋上に設ける設備は、格子又はルーバで覆う等により露出させないようにし、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮した意匠とすること。やむを得ず露出する場合は、目立たない位置に設けるとともに、壁面と同色の仕上げを施して目立たないようにする等の措置を講じること。
	(5) 屋外階段、ベランダ等建築物本体と一体となるものを設ける場合は、建築物本体との調和を図ること。
	(6) 大規模建築物は、屋根、壁面、開口部等の意匠を工夫し、圧迫感を軽減するように努めること。
<b>色 彩</b>	(1) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の歴史的な町並み及び背景となる山並みや寺院の景観との調和を図ること。
	(2) 城下町の風情を感じさせるような木材や石材、土等の自然素材が持つ色彩を取り入れるように配慮すること。
	(3) 色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きをもたせるため、その性質を十分考慮すること。
	(4) 屋外に設ける設備、工作等の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和を図ったものとする。
<b>素 材 及 び 材 料</b>	(1) 周辺の歴史的な町並み及び背景となる山並みや寺院の景観との調和に配慮し、かつ隣接する建築物及び工作物との相互の調和にも配慮した素材、材料を使用すること。
	(2) 城下町の風情を感じさせるような木材や石材、土等の自然素材もしくはこれを模したものの等を取り入れるように配慮すること。
	(3) 耐久性、耐候性に優れ、たい色、はく離等のおこりにくいものを使用すること。
	(4) 反射光のある素材、材料を外部の大部分にわたって使用しないように配慮すること。
<b>敷地の 緑 化</b>	(1) 既存の樹木等については、できるだけ残すように努め、敷地内はできるだけ多くの樹木の植栽による緑化措置を講じ、樹木の配置及び樹種の構成を考慮した植栽を行うこと。
	(2) 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。
	(3) 道路等の公共施設に面する部分は、積極的に緑化措置を講じること。
	(4) 敷地内の擁壁等構造物については、ツル性植物等による緑化に努めること。
	(5) 駐車場は、植栽により緑化を図り、周辺景観に調和するように努めること。

<p>その他</p>	<p>大規模かつ長期にわたる工事については、その期間中、道路等の公共施設からの見え方にできるだけ配慮すること。</p>
------------	---

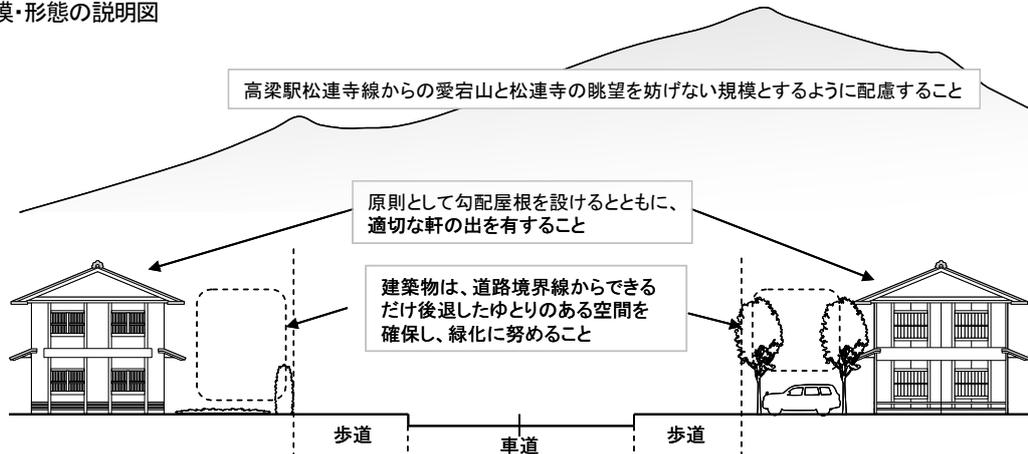
駅前大通り沿道  
建築物の位置・規模・形態の説明図



城見通り沿道  
建築物の位置・規模・形態の説明図



高梁駅松連寺線沿道  
建築物の位置・規模・形態の説明図



2) 工作物（新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕、若しくは模様替又は色彩の変更）

・ 共通事項

事 項	駅周辺景観形成ゾーン	
	駅西側 (駅前大通り・城見通りの沿道)	駅東側 (高梁駅松連寺線の沿道)
位 置	(1) 道路境界線からできるだけ後退した位置とし、ゆとりのある空間を確保すること。	
	(2) 敷地内の建築物、工作物の規模及び位置等を勘案するとともに、釣り合いのよい配置とすること。	
	(3) 樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合には、これを修景に生かせるように配慮すること。	
規 模	主要な視点場からの優れた景観資源の眺望を妨げない高さ・規模とするように配慮すること。	
形 態 ・ 意 匠	背景となる山並みや寺院の景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまった形態とするとともに、意匠に工夫すること。	
素 材 及 び 材 料	背景となる山並みや寺院の景観との調和に配慮した素材、材料を用いること。	
色 彩	けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、背景となる山並みや寺院の景観との調和に配慮すること。	
敷地の 緑 化	敷地内においては、できるだけ多くの樹木の植栽による緑化措置を講じること。	
その他	大規模かつ長期にわたる工事については、その期間中、道路等の公共施設からの見え方にできるだけ配慮すること。	

- ・煙突、排気塔その他これらに類するもの
- ・アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱その他これらに類するもの
- ・電波塔、物見塔、記念塔その他これらに類するもの
- ・装飾塔その他これらに類するもの
- ・高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの
- ・彫像、記念碑その他これらに類するもの

事 項	駅周辺景観形成ゾーン	
	駅西側 (駅前大通り・城見通りの沿道)	駅東側 (高梁駅松連寺線の沿道)
位 置	(1) 道路からできるだけ後退すること。	
	(2) 目立つ位置への建設は、できるだけ控えること。	
	(3) 特に突出したものは、設置しないように努めること。	
形 態 ・ 意 匠 ・ 色 彩	(1) できるだけ簡素な形態及び意匠とするとともに、けばけばしい色彩とせず、歴史的建造物や山並みの景観への影響を緩和するように配慮すること。	
	(2) 屋外に設けられる設備は、できるだけ目立たないようにすること。	
	(3) 電波塔（その付帯設備を含む）の色彩は、こげ茶色又は亜鉛メッキ色つや消し、リン酸処理を施したものとすること。	
	(4) 敷地内にフェンスを設ける場合は、こげ茶色等の落ち着いた色彩とする。	
敷地の 緑 化	(1) 道路から後退してできる空間については、常緑の中・高木を取り入れた樹木により、できるだけ修景緑化を図ること。	
	(2) 植栽に当たっては、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。	
	(3) 電波塔の基底部周辺については、できるだけ修景緑化を図ること。	

- ・自動車車庫の用に供する立体的な施設（立体駐車場等）

事 項	駅周辺景観形成ゾーン	
	駅西側 (駅前大通り・城見通りの沿道)	駅東側 (高梁駅松連寺線の沿道)
位 置	道路からできるだけ多く後退すること。	
形 態 ・ 意 匠 ・ 色 彩	(1) 高さをできるだけ低くするように努めるとともに、形態はできるだけ簡素なものとし、意匠を工夫すること。また歴史的建造物や山並みの景観への影響を緩和するように配慮すること。	
	(2) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、歴史的建造物や山並みの景観との調和に配慮すること。	
敷地の 緑 化	(1) 道路から後退してできる空間については、常緑の中・高木を取り入れた樹木により、できるだけ修景緑化を図るとともに、周辺の道路等から遮へいを行うこと。	
	(2) 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。	

・ 広告板、広告塔その他これらに類するもの

事 項	駅周辺景観形成ゾーン	
	駅西側 (駅前大通り・城見通りの沿道)	駅東側 (高梁駅松連寺線の沿道)
位 置	(1) 同一敷地内で複数の広告物を掲出する場合は、敷地境界線内で設置するとともに、隣接する相互においても統一を図り、周辺景観との調和を図るように努めること。	
	(2) 突き出し広告物の上端は、建築物の高さを越えないものとするともに、道路に出ないものとする。また、同一壁面において複数必要な場合は、設置位置を統一するとともに、その出幅も同一とすること。	
	(3) 屋上広告物については、屋上又は塔屋等の水平投影面からはみ出さないようにすること。	
	(4) 壁面広告は取付壁面から突き出さないこととし、同一目的の広告物は一壁面に一個とすること。	
規 模	(1) 同一敷地内で同一目的の広告物を掲出する場合は、効果を踏まえ、設置数、表示面積をできるだけ少なくすること。	
	(2) 広告塔は、その高さ、表示面積等について、隣接する相互において統一を図り、周辺景観との調和を図るように努めること。	
形 態	(1) 窓面利用広告、テント広告、広告網、のぼり、ぼんぼり等については、できるだけ行わないように努めること。	
	(2) 広告は設置面との一体性を持たせるとともに、支柱及び骨組みが露出しないようにルーバー等による遮へい等により、その支持物等が見えない構造とすること。	
意 匠	(1) ネオン管の使用は避けるとともに、広告物等の照明は点滅しないこと。	
	(2) 突き出し広告物を同一壁面において複数必要な場合は、意匠の統一・調和を図るように努めること。	
色 彩	(1) けばけばしい色を避け、色数をおさえるとともに、単純な配色とすること。	
	(2) 蛍光塗料は使用しないように努めること。	
	(3) 屋上広告は建築物の色彩と調和するものとし、壁面広告物の下地の色彩は壁面と合わせるものとする。	
素 材 及 び 材 料	耐久性、耐候性に優れた材質のものを使用するとともに、汚れ、たい色、破損等により、周辺の景観への影響を与えないように維持管理に努めること。	

・擁壁、垣、さく、塀その他これらに類するもの

事 項	駅周辺景観形成ゾーン	
	駅西側 (駅前大通り・城見通りの沿道)	駅東側 (高梁駅松連寺線の沿道)
位 置 ・ 形 態 ・ 意 匠	(1) 周辺景観及び敷地内の状況に配慮するとともに、建築物本体と調和のとれた形態、意匠とすること。	
	(2) 擁壁については、道路に面して設ける場合には、できるだけ低いものとする。	
色 彩	垣、さく、塀については、けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観及び敷地内の状況に配慮するとともに建築物本体と調和のとれた色彩とすること。	
素 材 及 び 材 料	(1) 擁壁については、できるだけ石材等の自然素材の活用に努め、これにより難しい場合はこれを模したものとすること。これらの素材を用いることができない場合には、できるだけ修景緑化等の措置を講じるように努めること。	
	(2) 垣、さく、塀については、城下町の風情を感じさせるような木材や石材、土等の自然素材若しくはこれを模したのもの等を取り入れるように配慮すること。	
緑 化	擁壁については、自然素材もしくはこれを模したものを使用できない場合は、前面又は壁面に緑化を施す等により、できるだけ修景緑化を図ること。	

- ・電気供給、若しくは有線電気通信のための電線路、空中線（その支持物の鉄塔、電柱等を含む）その他これらに類するもの

事 項	駅周辺景観形成ゾーン	
	駅西側 (駅前大通り・城見通りの沿道)	駅東側 (高梁駅松連寺線の沿道)
位 置	電線類及び支持物は、極力目立たない位置となるように工夫すること。また、できるだけ歩道内や車歩道境界部分への設置を避けるように努めること。	
形 態 ・ 意 匠 ・ 色 彩	(1)形態の簡素化を図ること。	
	(2)電柱、街灯等は、周囲の建築物と調和した意匠とすること。	
	(3)色彩は、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、歴史的建造物や山並みの景観との調和に配慮すること。	
	(4)鉄塔、電柱の色彩は、こげ茶色又は亜鉛メッキ色つや消し、リン酸処理を施したものとすること。	
	(5)敷地内にフェンスを設ける場合は、こげ茶色等の落ち着いた色彩とする。	
敷地の 緑 化	鉄塔の基底部周辺については、できるだけ修景緑化を図ること。	

- ・コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
- ・石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設
- ・污水处理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設、その他の処理施設

事 項	駅周辺景観形成ゾーン	
	駅西側 (駅前大通り・城見通りの沿道)	駅東側 (高梁駅松連寺線の沿道)
位 置	本地区への設置は避けること。	
形 態 ・ 意 匠 ・ 色 彩	(1) 高さをできるだけ低くするように努めるとともに、形態はできるだけ簡素なものとし、意匠を工夫すること。また歴史的建造物や山並みの景観への影響を緩和するように配慮すること。	
	(2) 配管類は可能な限り外部に出さないようにすること。やむを得ず外部に設ける配管類は、できるだけ目立ちにくくすること。	
	(3) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、歴史的建造物や山並みの景観との調和に配慮すること。	
敷地の 緑 化	(1) 道路から後退してできる空間については、施設の規模に応じた樹木により、できるだけ修景緑化を図るとともに、周辺の道路等からの遮へいを行うこと。	
	(2) 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。	

- ・観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設

事 項	駅周辺景観形成ゾーン	
	駅西側 (駅前大通り・城見通りの沿道)	駅東側 (高梁駅松連寺線の沿道)
位 置	本地区への設置は避けること。	
敷地の 緑 化	(1) 道路から後退してできる空間については、施設の規模に応じた樹木により、できるだけ修景緑化を図るとともに、周辺の道路等からの遮へいを行うこと。	
	(2) 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。	

3) 土石の採取、鉋物の掘採

事 項	駅周辺景観形成ゾーン	
	駅西側 (駅前大通り・城見通りの沿道)	駅西側 (駅前大通り・城見通りの沿道)
採取又は掘採の方法	土石の採取、鉋物の掘採は行わないように努めること。	
遮へい	行為中において、歴史的建造物や山並みの景観への影響を緩和するように敷地の周囲には常緑の中・高木等による緑化に努めるとともに、周辺の道路等からの遮へいに配慮すること。	
事 後 措 置	(1) 採取又は掘採後の法面等は、周辺景観との調和に配慮し、緑化に努めること。	
	(2) 採取又は掘採に直接関係ない法面等については、できるだけ早期に緑化措置を講じるように努めること。	
	(3) 緑化に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。	

## 4) 土地の形質の変更、水面の埋立

事 項	駅周辺景観形成ゾーン	
	駅西側 (駅前大通り・城見通りの沿道)	駅東側 (高梁駅松連寺線の沿道)
変更後の形状	(1) 土地の区画形質の変更によって、大きな法面・擁壁が生じないように努めること。	
	(2) 敷地内の区画割等の形状については、将来、施設が立地した場合においても、周辺景観との調和が図られる形状となるように努めること。	
敷地の緑化等	(1) 行為地内の木竹は、できるだけ保全に努めるとともに、敷地の周囲には樹木等の植栽により、緑化措置を講じること。	
	(2) 敷地の外周については、できるだけ緑地の保全に努め、敷地内についてもできるだけ修景緑化を図ること。	
	(3) 法面・擁壁を含め、構造物等が生じる場合においては、できるだけ自然素材の活用に努め、これにより難しい場合はこれを模したものとすること。また構造物等の前面には、できるだけ修景緑化等の措置を講じるように努めること。	
	(4) 緑化に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。	

## 5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

事 項	駅周辺景観形成ゾーン	
	駅西側 (駅前大通り・城見通りの沿道)	駅東側 (高梁駅松連寺線の沿道)
堆積の方法	(1) 周辺からできるだけ見えないような位置にするとともに、道路等の公共用地に接する敷地境界線からできるだけ遠隔地より堆積を始めること。	
	(2) 敷地の境界からできるだけ後退させ、かつ、堆積の高さをできるだけ低いものとし、積み上げに際しては、整然とした堆積とすること。	
遮へい	(1) 敷地の周囲には、常緑の中・高木を植栽し、できるだけ修景緑化に努めるとともに、周辺の道路等からの遮へいを行うこと。	
	(2) 事業所等における原材料・製品、スクラップ等又は建設工事等における資材等の堆積は、外部から容易に望見できないよう敷地外周部に遮へい措置を講じること。	
	(3) 遮へいに伴う植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。	

(3) 吹屋周辺地区の景観形成基準

主要眺望地点	
①吹屋資料館前の道路面から1.5mの高さ	②成羽公民館吹屋分館前の道路面から1.5mの高さ
③下谷旧道交差部道路面から1.5mの高さ	④下谷橋中央面から1.5mの高さ
⑤広兼邸楼門前から1.5mの高さ	⑥旧吹屋小学校校舎の正面玄関前から1.5mの高さ

1) 全ての大規模行為(植栽による遮へい措置により、主要眺望地点から望見されないこととなる場合を除く)

事項	基準
位置	主要眺望地点から望見されない位置とすること。
規模	主要眺望地点から望見されない規模とすること。

2) 建築物及び工作物(新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更)

事項	基準
位置	(1) 山稜の近傍にあつては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い位置とすること。 (2) 主要眺望地点からの見え方を軽減する配置とすること。 (3) 広告板等は主要眺望地点から望見されないこと。
規模	高さをできるだけ抑えて、主要眺望地点からの見え方を軽減すること。
形態	主要眺望地点からの見え方に配慮し、全体的に違和感のないまとまった形態とすること。
意匠	(1) 主要眺望地点からの見え方に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。 (2) 外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないようにし、建築物本体との調和に配慮した意匠とすること。やむを得ず露出する場合は、壁面と同色の仕上げを施して目立たないようにする等の措置を講ずること。 (3) 屋外階段、ベランダ等建築物本体と一体となるものを設ける場合は、建築物本体との調和を図ること。
色彩	(1) 主要眺望地点からの見え方に配慮し、周辺の自然や空に溶け込む色彩とすること。 (2) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とすること。 (3) 屋上工作物の色彩は、建築物本体との調和が図れるものとすること。
素材及び材料	(1) 主要眺望地点からの見え方に配慮し、反射光のある素材、材料を外部の大部分にわたって使用しないこと。 (2) 主要眺望地点からの見え方に配慮し、耐久性、耐候性に優れ、たい色、はく離等が生じにくいものを使用すること。
敷地の緑化	敷地内においては、既存の樹木等についてはできるだけ残すよう努めるとともに、主要眺望地点からの見え方に配慮した緑化に努めること。

### 3) 土石の採取、鉱物の掘採

事 項	基 準
採取又は掘採の方法	主要眺望地点からの見え方に配慮した土石の採取又は鉱物の掘採の方法とすること。
遮へい	敷地周囲の修景緑化に努めるなど主要眺望地点からの見え方に配慮した遮へい措置を講ずること。
事後措置	採取又は掘採後の法面等は、周辺景観との調和に配慮し、緑化に努めること。

### 4) 土地の形質の変更、水面の埋立

事 項	基 準
変更後の形状	(1) 極端な形質の変更が行われないように工夫するとともに、変更後の地形が周辺地形と調和が図られるよう配慮すること。
	(2) 土地の区画形質の変更によって、大きな法面・擁壁が生じないように努めること。
	(3) 敷地内の区画割等の形状については、将来、施設が立地した場合においても、周辺景観との調和が図られる形状となるように努めること。
	(4) 水面の埋立てや調整池によってできる護岸は、できるだけ石材等の自然素材、もしくはできるだけこれを模した素材とし、階段、緑化修景等を施し親水性の確保に配慮すること。
敷地の緑化等	(1) 行為地内の木竹は、できるだけ保全に努めるとともに、敷地の周囲には樹木等の植栽により、緑化措置を講ずること。
	(2) 道路等の公共施設に面する部分は特に緑化に配慮し、敷地内は、できるだけ緑化に努めること。
	(3) 法面・擁壁を含め、構造物等が生じる場合においては、できるだけ自然素材の活用に努め、これにより難しい場合はこれを模したものとすること。また構造物等の前面には、できるだけ修景緑化等の措置を講ずるように努めること。
	(4) 緑化に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること。

### 5) 木竹の伐採

事 項	基 準
伐採方法	木竹の伐採を行う場合は、主要眺望地点からの見え方に配慮し、択伐方法などにより必要最小限に留めるように努めること。
事後の緑化	伐採を行った場合は、本地区の景観を良好に維持できるように伐採した樹種あるいは周辺の植生を勘案して、代替措置（植栽等）を講ずること。

6) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

事 項	基 準
堆積の 方 法	積み上げに際しては、できるだけ整然とした堆積とするとともに、主要眺望地点からの見え方に配慮し、積み上げの高さをできるだけ抑えること。
遮へい	敷地周囲及び擁壁等構造物についての修景緑化に努めるなど主要眺望地点からの見え方に配慮した遮へい措置を講ずること。